

子会社の決算日の変更による場合の会計処理

連結子会社の決算日と連結決算日の差異が 3 ヶ月を超えない場合は、当該子会社の財務諸表を基礎として連結財務諸表を作成することが、連結財務諸表規則等で認められています。しかし、親会社と子会社の決算日を同一とするために、連結子会社の決算期を変更する事例、あるいは決算日の統一が困難な場合には、連結子会社が連結決算日に仮決算を行う方法に変更する事例が見受けられます。

ここで、決算日の変更については、会計方針の変更に該当しませんが、四半期報告制度や次年度以降の比較情報の有用性を考慮しますと、会計方針の変更の取扱いに準じて、親会社の第 1 四半期決算から四半期連結決算日の統一を行うことが適当であると考えられるとされています。

ちなみに、決算日の変更は、会計方針の変更に該当しませんので、このような変更をした場合に、過年度の連結財務諸表について、遡及修正を行う必要はありません。

そして、子会社の財務諸表を連結財務諸表への取り込む場合の、その取り込み方法ですが、2つの方法が考えられます。

すなわち、親会社の決算日が 3 月であり、子会社の決算日を 12 月から 3 月に変更した場合、子会社の 1 月から 3 月の損益については、利益剰余金で調整する方法と損益計算書を通じて調整する方法とがあります。

いずれの方法を採用する場合においても、当該連結子会社の事業年度の月数と連結会計年度の月数が異なることとなりますので、その旨及びその内容を連結財務諸表に注記し、また、重要性が乏しい場合を除き実施した会計処理の概要等について注記することとなります。

ただし、第 4 四半期においてやむを得ず決算日の統一を行う場合には、損益計算書を通じて調整する方法のみが採用でき、その理由も記載することが適当であるとされています。